

第14回

定時株主総会 招集ご通知

- 日時** ● 2017年3月28日(火曜日)午前10時
受付開始:午前9時
- 場所** ● 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3F
コスモスホール

会場変更

本総会は、昨年と開催場所を変更しております。
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違え
のないようにご注意ください。

INDEX

- P.1 株主総会招集ご通知
- P.7 株主総会参考書類
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第4号議案 株式報酬制度に関する額
および内容決定の件
 - 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- P.23 事業報告
- P.53 連結計算書類
- P.66 計算書類
- P.74 監査報告書



証券コード 6268
2017年3月6日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

ナブテスコ 株式会社

代表取締役社長 小 谷 和 朗

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)またはインターネット等によって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年3月27日(月曜日)午後6時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送いただくか、または②当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月28日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル3F コスモスホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

※本総会は、昨年と開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようにご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第14期(2016年1月1日から2016年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期(2016年1月1日から2016年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 株式報酬制度に関する額および内容決定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の重複行使の取扱い

- (1) 株主さまがインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 株主さまが書面およびインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nabtesco.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内**株主総会にご出席いただく場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。
(おからだの不自由な株主さまの同伴の方を除きます。)

日時：2017年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合**■ 郵 送**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使期限：2017年3月27日（月曜日）
午後6時到着分まで

■ インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

※インターネットによる議決権行使は、会社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使期限：2017年3月27日（月曜日）
午後6時入力分まで

機関投資家の皆さまへ：当社は株式会社ICJによる「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

議決権行使のご案内

1

株主の皆さま
大変お世話に
なっております
Nabtesco
です

ぜひとも
株主総会に
ご出席
いただきたく
ご案内
申し上げます

いつも
ありが
とう

ござ
います

2

しかし現実問題として

当日
別の予定が
あるんだよ

遠くて
ちょっと
行けないわねえ

当日のご参加が難しい株主さまもいらっしゃいますよね

3

議決権行使は
株主さまの
大切な権利です

ぜひ経営に
ご参加ください

経営に
参加する
権利…!!

なるほど!

4

当日のご参加が
難しい株主さまに

ぜひご活用
いただきたいのが…

5

郵送やインターネット
による
議決権行使です!!

ご自宅
からでも!!

議決権行使して
いただける
とても便利な
手段です

外出先
からでも!!

6 面倒な手続きがあるんじゃない？

実はとても簡単なんです！ご案内しますね

7 方法はこちらの2つ

郵送

インターネット

8 郵送の場合

同封の議決権行使書用紙をご覧ください

議案に対する賛否表示欄がございます

議案									
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

9

議決権行使期限
2017年3月27日(月曜日)
午後6時到着分まで

①賛否を表示
いただき

②ポストに投函
いただくだけ
です！

お出かけの
ついでに
OKです！

10 インターネットの場合

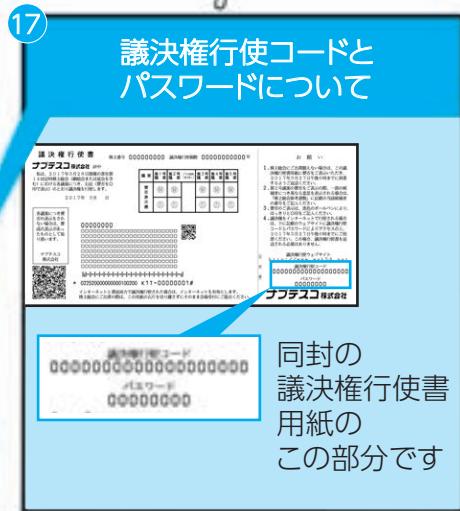
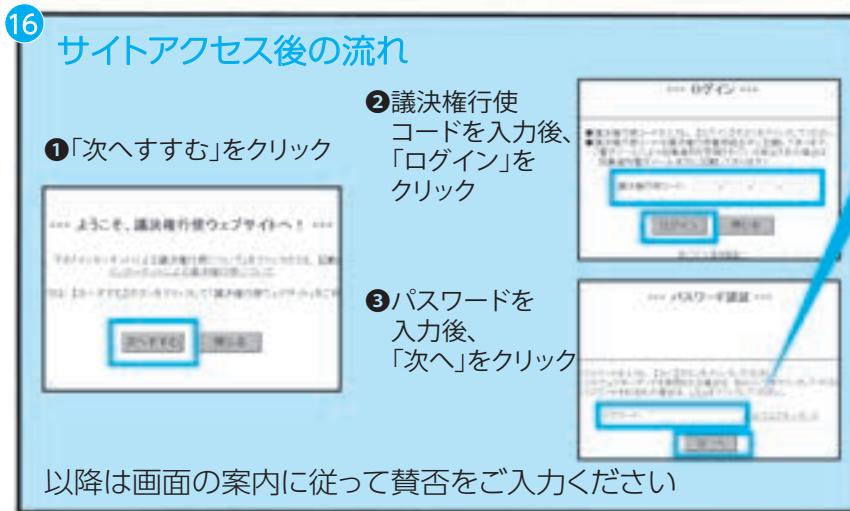
パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご利用いただけます

11 議決権行使ウェブサイト

議決権行使期限
2017年3月27日(月曜日)
午後6時入力分まで

<http://www.web54.net>
にアクセスしてください

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび
通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。



18

Nabtesco は
株主さまとの
コミュニケーション
向上のため
常に努力して
まいります

昨年
当社ウェブサイトも
リニューアルしました!
こちらも
ぜひご活用ください



ナブテスコウェブサイト <http://www.nabtesco.com>

20

ご注意ください

インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

●パソコン等の操作方法に関するお問合せ先について

- インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

19

議決権行使期限は
2017年3月27日(月曜日)
午後6時まで

Nabtesco は
株主さまの経営参加を
心よりお待ちしております!



- その他株主さまのご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問合せください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

お取引の証券会社あてにお問合せください。

イ. 証券会社に口座のない株主さま (特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120-782-031(フリーダイヤル)

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

●パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

●システムに係わる条件について

- ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除(または一時解除するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するように)してください。
- 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバーおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。

議案および参考事項

● 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、当社グループ全体の業績をベースに戦略的な成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランスおよび安定配当を考慮した企業収益の適正な配分を図るというものです。

当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額3,228,819,880円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年3月29日

なお、中間配当金として1株当たり24円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり50円となります。

● 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 こたに かず あき 小谷 和朗 (1951年9月15日生) 再任 在任年数：6年9ヵ月	2003年 9月 P.T.Pamindo Tiga T 副社長 2008年 5月 当社パワーコントロールカンパニー営業部長 2009年 6月 当社執行役員 2010年 6月 当社取締役、企画本部長 2011年 6月 当社代表取締役社長（現任）	18,100株
選任理由 小谷和朗氏は、2011年6月から代表取締役社長を務めており、経営の指揮および監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。取締役会においては議長を務め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努め、取締役会の意思決定の機能を高めております。同氏は、これまで業務執行の最高責任者である社長を長く務め、当社における豊富な経験とグローバルビジネスに対する高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のための適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の数
2	 <p>てら もと かつ ひろ 寺本 克弘 (1955年12月13日生)</p> <p>再任 在任年数： 1年9ヵ月</p>	<p>2007年 6月 当社精機カンパニー第一営業部長 2008年 7月 当社精機カンパニー海外営業部長 2009年 6月 当社住環境カンパニー計画部長 2011年 6月 当社執行役員 2011年10月 当社住環境カンパニー副社長 兼 計画部長 2013年 2月 当社企画本部副本部長 兼 企画部長 2015年 6月 当社代表取締役 常務執行役員 (現任)、企画本部 長 (現任)</p>	6,400株
<p>選任理由</p> <p>寺本克弘氏は、2015年6月から代表取締役を務めており、経営の指揮および監督を適切に行っております。同氏は、住環境カンパニー副社長兼計画部長、企画本部副本部長兼企画部長等を経て、現在では企画本部長を務めており、事業部門での豊富な経験を基に、事業推進全般の観点から取締役会における議論をリードする役割を担っております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のための適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	 <p>おさ だ のぶ たか 長田 信隆 (1953年 9月14日生)</p> <p>再任 在任年数： 5年9ヵ月</p>	<p>2005年 2月 Nabtesco Aerospace Inc. 社長 2007年 6月 当社航空宇宙カンパニー岐阜工場長 2009年 6月 当社執行役員 2010年 6月 当社航空宇宙カンパニー社長 (現任) 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社取締役 常務執行役員 2015年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 2016年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現任)</p>	20,200株
<p>選任理由</p> <p>長田信隆氏は、2015年6月から代表取締役を務め、経営の指揮および監督を適切に行っております。同氏は、Nabtesco Aerospace Inc. 社長、航空宇宙カンパニー岐阜工場長等を経て、現在では航空宇宙カンパニー社長を務めており、航空機器事業における豊富な経験と高い見識を有しております。また、2016年3月から当社のもづくり革新の管掌を兼務しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 <p>よし かわ とし お 吉川 敏夫 (1954年11月14日生)</p> <p>再任 在任年数：2年9ヵ月</p>	<p>2004年10月 当社精機カンパニー第2営業部長 2007年6月 当社精機カンパニー計画部長 2009年8月 当社総務・人事本部長付 兼 総務部長 2010年6月 当社精機カンパニー社長 2011年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役、技術本部長（現任） 2015年6月 当社取締役 常務執行役員（現任）</p>	8,900株
<p>選任理由</p> <p>吉川敏夫氏は、2014年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。同氏は、精機カンパニー社長等を経て、現在は技術本部長を務めており、精密機器事業および技術全般における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	 <p>じゅう まん しん じ 十 万 真 司 (1957年8月28日生)</p> <p>新任</p>	<p>2006年1月 当社精機カンパニー 津工場 原価管理部長 2006年6月 当社精機カンパニー 津工場 製造部長 2009年6月 当社精機カンパニー 津工場長 2011年6月 当社執行役員、ナプテスコオートモーティブ株式会社 代表取締役社長 2014年6月 当社精機カンパニー社長（現任） 2015年6月 当社常務執行役員（現任）</p>	4,700株
<p>選任理由</p> <p>十万真司氏は、精機カンパニー 製造部長、同津工場長を歴任し、現在では精機カンパニー社長を務めており、精密機器事業における豊富な経験と高い見識を有しております。またナプテスコオートモーティブ株式会社代表取締役社長も務めるなど経営者としての経験も有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 <p>はこ だ だい すけ 箱田 大典 (1957年10月25日生)</p> <p>再任 在任年数：1年9ヵ月</p>	<p>2007年 6月 Nabtesco Aerospace Inc. 社長 2009年 6月 当社経理部長 2010年 6月 当社企画部長 2013年 5月 上海納博特斯克液压有限公司総経理 2013年 6月 当社執行役員（現任） 2015年 6月 当社取締役（現任）、総務・人事本部長（現任）</p>	15,021株
<p>選任理由</p> <p>箱田大典氏は、2015年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。同氏は、経理部長、企画部長、上海納博特斯克液压有限公司総経理等を経て、現在は総務・人事本部長を務めており、経営全般および管理・運営業務における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	 <p>はし もと ご ろう 橋本 悟郎 (1957年2月7日生)</p> <p>再任 在任年数：1年9ヵ月</p>	<p>2009年 1月 当社法務部長 2015年 6月 当社取締役 執行役員（現任）、コンプライアンス本部長（現任）</p>	1,400株
<p>選任理由</p> <p>橋本悟郎氏は、2015年6月から取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。同氏は、法務部長を経て、現在はコンプライアンス本部長を務めており、法務・コンプライアンスやリスク管理における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	 <p>ふじ わら ゆたか 藤原 裕 (1951年4月20日生)</p> <p>再任 社外 在任年数：3年9ヵ月</p>	<p>1974年 4月 三井海洋開発株式会社入社 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社 1994年 8月 同社ニューヨーク副支店長 1996年 6月 同社シカゴ支店長 1998年 7月 同社退社 1998年 8月 オムロン株式会社入社 2001年 7月 同社京都本社経営戦略グループ経営計画部長 2002年10月 同社経営企画室経営IR部長 2005年 6月 同社執行役員、財務IR室長 2007年 3月 同社執行役員、グループ戦略室長 2008年 6月 同社執行役員常務、グループ戦略室長 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長 2011年 6月 同社退社 2011年 8月 クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社代表取締役（現任） 2013年 6月 当社取締役（現任）</p>	0株
<p>選任理由</p> <p>藤原裕氏は、海外勤務が長く、グローバルビジネスに対する豊富な経験と高い見識・能力を有しております。同氏は、上場企業の財務部門・IR部門の責任者を務められるなど、高度な経営戦略および財務に関する専門知識を有しており、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、その知見を活かした監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
9	 <p>うちだ のりお 内田 憲男 (1950年10月22日生)</p> <p>再任 社外 在任年数：1年9ヵ月</p>	<p>1973年 4月 東京光学機械株式会社（現株式会社トプコン）入社 1980年 6月 トプコンシンガポール社ゼネラルマネージャー 1989年 2月 トプコンオーストラリア社社長 1994年10月 トプコンレーザーシステムズ社（現トプコンポジションシステムズ社）上級副社長 2003年 6月 株式会社トプコン執行役員 2003年 7月 株式会社トプコン販売取締役社長 2005年 6月 株式会社トプコン取締役 兼 執行役員 2007年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員、営業推進グループ統括、ポジションビジネスユニット長 2010年 6月 同社取締役 兼 専務執行役員、経営企画グループ統括 2011年 6月 同社代表取締役社長 2013年 6月 同社相談役 2015年 6月 当社取締役（現任） 2015年 9月 株式会社アルバック社外取締役（現任）</p>	0株
<p>選任理由</p> <p>内田憲男氏は、株式会社トプコンの代表取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2015年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の技術開発およびグローバルビジネスへの一般的な監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	 <p>やまざき なおこ 山崎 直子 (1970年12月27日生)</p> <p>再任 社外 在任年数：1年</p>	<p>1996年 4月 宇宙開発事業団（現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA））入社</p> <p>2001年 9月 国際宇宙ステーション搭乗宇宙飛行士として認定</p> <p>2004年 5月 ソユーズ宇宙船フライトエンジニア（運航技術者）の資格取得</p> <p>2006年 2月 スペースシャトル搭乗運用技術者（MS）の資格取得</p> <p>2010年 4月 スペースシャトル・ディスカバリー号に、ミッションスペシャリストとして搭乗し、国際宇宙ステーション（ISS）組立補給ミッションに従事</p> <p>2011年 8月 JAXA退職</p> <p>2011年 9月 全国珠算教育連盟名誉会長（現任）</p> <p>2012年 4月 立命館大学客員教授（現任）</p> <p>2012年 7月 内閣府宇宙政策委員会 委員（現任）</p> <p>2013年 5月 女子美術大学客員教授（現任）</p> <p>2015年 7月 日本ロケット協会理事（現任）兼「宙女（そらじょ）」委員会委員長（現任）</p> <p>2015年12月 ロボット国際競技大会実行委員会諮問会議メンバー（現任）</p> <p>2016年 1月 科学技術・学術審議会専門委員（海洋開発分科会）</p> <p>2016年 3月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年 7月 経済産業省・長期地球温暖化対策プラットフォーム委員（現任）</p> <p>2016年11月 外務省・WINDS(女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ)大使（現任）</p>	0株
<p>選任理由</p> <p>山崎直子氏は、エンジニアとして最先端の航空宇宙工学やロボットアームを含む有人宇宙機システム分野で広範な知見を有するとともに、宇宙飛行士として、宇宙船というリソースの限られた厳しい環境下での危機管理を行った経験を有するなど、リスクマネジメントにおいて豊富なスキルを有しており、2016年3月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、客観的かつ公正な視点での判断による監督とアドバイスを求めるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名委員会の答申を受けて、取締役会において決定したものです。
3. 各取締役候補者の在任年数は、本総会最終の時にける期間となります。
4. 藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、社外取締役候補者であります。
5. 藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、当社が定める「社外役員の実効性に関する基準」（14ページを参照）を満たしております。当社は、藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏につきまして、すでに東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は、社外取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、定款第27条において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任をご承認いただいた場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を100万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下のすべての要件に該当する場合、当該社外役員（社外取締役及び社外監査役）に独立性があると判断する。

- ①当社の現在の大株主（*）又はその業務執行者でないこと
 - *総議決権の5%超の議決権を直接又は間接的に保有している者又は直近の株主名簿上の大株主上位10位以内の者
- ②当社グループの主要な借入先（*）の業務執行者でないこと
 - *当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ③当社グループの主要な取引先（年間取引額が連結売上高の1%を超える）又はその業務執行者でないこと
- ④当社グループを主要な取引先（年間取引額が相手方の連結売上高の1%を超える）とする者又はその業務執行者でないこと
- ⑤コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、当社グループから役員報酬以外に多額の報酬（年間600万円以上）を受けていないこと（当該社外役員が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
- ⑥当社グループの業務執行者の配偶者又は2親等以内の親族でないこと
- ⑦過去3年間において、上記①から⑤までのいずれにも該当していない者

【ご参考】 第3号議案および第4号議案に係る報酬制度に関するご説明

現在、当社の取締役および執行役員に対する報酬制度は、月次報酬（固定報酬と短期業績連動報酬）および株式報酬型ストックオプション（中期業績連動報酬と長期業績連動報酬）で構成されております（ただし、社外取締役については固定報酬のみ）。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第9回定時株主総会において「年額350百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）」とご承認いただき今日に至っております。また当社は、2009年6月24日開催の第6回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として、毎年100百万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることができる旨の報酬枠（以下「長期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠」といいます。）を、また2014年6月24日開催の第11回定時株主総会において上記の取締役の報酬額の内枠として当社取締役に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることができる報酬枠（以下「中期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠」といいます。）を、それぞれご承認いただき今日に至っております。

当社では、個々の取締役および執行役員につき、業績向上、企業価値の増大への貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めるような報酬の設定について検討を行ってまいりました結果、現在の取締役および執行役員に対する報酬制度を改定させていただきたく存じます。

具体的には、短期業績に連動した報酬額の変動幅を高めるとともに、社外取締役を巡る環境の変化の中で、高い人格・識見を備え当社の経営を適切に監督いただける優秀な人材を確保し当社のコーポレートガバナンスを更に向上させることを目的として、取締役の報酬額を改定させていただきたいと存じます。また、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営をなお一層動機づける報酬の設定を目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を新たに導入させていただきたいと存じます。これに伴い、従前の長期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠および中期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠はいずれも廃止することを予定しております。

つきましては、「第3号議案 取締役の報酬額改定の件」および「第4号議案 株式報酬制度に関する額および内容決定の件」を以下のとおり上程いたします。

● 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第9回定時株主総会において「年額350百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）」とご承認いただき今日に至っておりますが、前記【ご参考】第3号議案および第4号議案に係る報酬制度に関するご説明に記載の目的のため、経済情勢の変化その他の諸般の事情も勘案し、取締役の報酬額を「年額400百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役は、引き続き10名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案で提案させていただく、取締役の報酬額は、第4号議案で提案させていただく株式報酬制度に関する額および内容決定の件とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

● 第4号議案 株式報酬制度に関する額および内容決定の件

前記「【ご参考】第3号議案および第4号議案に係る報酬制度に関するご説明」に記載の目的のため、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入したいと存じます。

当社は、本制度を、従来の株式報酬型ストックオプションと比べて、取締役および執行役員（社外取締役を除きます。以下総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることが可能な報酬制度であると考えており、本制度の導入は相当であると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、従前ご承認頂いております長期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠および中期業績連動株式報酬型ストックオプション報酬枠はいずれも廃止することといたします。なお、当該廃止にかかわらず、取締役等に対しすでに付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

本制度の内容は以下のとおりであり、詳細につきましてはその枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

（1）本制度の概要

① 本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に基づき、毎年、役位や業績等に応じたポイント（以下「株式交付ポイント」といいます。）が付与され、所定の時期に当該株式交付ポイントの数に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付または給付（以下「交付等」といいます。）される制度です。

② 本信託を通じて、報酬として取締役等に対してなされる交付等は、以下の2種類です。

（ア） 在任中の一定時期に受ける当社株式等の交付等（以下「在任時交付等」といいます。）

中期経営計画の達成度合いに連動して株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイントに応じて当社株式等を交付等します。ただし、当社の取締役会で定める業績条件を充足しない場合は、株式交付ポイントは付与されません。当社株式等を交付等する時期は、原則として、株式交付ポイント付与後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の日とします。

（イ） 退任時に受ける当社株式等の交付等（以下「退任時交付等」といいます。）

取締役等の役位に応じて株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイントに応じて当社株式等を交付等します。当社株式等を交付等する時期は、原則として、取締役等を退任した後とします。

- (2) 本制度の対象者
取締役および執行役員（社外取締役は、本制度の対象外とします。）
なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。
- (3) 信託期間
2017年5月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）
- (4) 信託金額
本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）および（7）に従って当社株式等の交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に拠出します。
具体的には、2017年12月末日で終了する事業年度から2019年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）に関し、在任時交付等のための必要資金として1,110百万円（うち取締役分として450百万円）を、退任時交付等のための必要資金として960百万円（うち取締役分として420百万円）を、それぞれ上限として本信託に拠出します。
また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、在任時交付等のための必要資金として1,110百万円（うち取締役分として450百万円）を、退任時交付等のための必要資金として960百万円（うち取締役分として420百万円）を、それぞれ上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイントの数に相当する当社株式で、取締役等に対する交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく交付等の原資に充当することとし、残存株式等の金額（当社株式については、次期対象期間の開始直前日における時価とします。）を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (5) 当社株式の取得方法および取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。
当初対象期間につきましては、本信託設定（2017年5月（予定））後遅滞なく、在任時交付等については423千株（うち取締役分として168千株）を、退任時交付等については357千株（うち取締役分として153千株）を、それぞれ上限として、各交付等を行うために必要な株式数を取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に交付等される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、在任時交付等についての中期経営計画の達成度合いに連動して定まる数の株式交付ポイント、および退任時交付等についての役位により定まる数の株式交付ポイントが、それぞれ付与されます。

取締役等に付与される1事業年度あたりの株式交付ポイントの数は、在任時交付等については141千ポイント（うち取締役分として56千ポイント）を、退任時交付等については119千ポイント（うち取締役分として51千ポイント）を、それぞれ上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与される株式交付ポイントは、下記（7）の当社株式等の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後に、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、株式交付ポイントの数の上限および付与済みの株式交付ポイントの数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の交付等に当たり基準となる取締役等の株式交付ポイントの数は、在任時交付等のための株式交付ポイントと退任時交付等のための株式交付ポイントとで区分して、各受益権確定時までには当該取締役等に付与された株式交付ポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下在任時交付等のために確定した株式交付ポイントの数を「在任時交付等確定ポイント数」といい、退任時交付等のために確定した株式交付ポイントの数を「退任時交付等確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の交付等

① 在任時交付等

当社の取締役等は、役員株式給付規程の定めに従い、原則として、株式交付ポイント付与後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の日に受益者要件を満たすこととなり、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる在任時交付等確定ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該在任時交付等確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の換金処分金相当額の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

② 退任時交付等

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる退任時交付等確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該退任時交付等確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の換金処分金相当額の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有する株式交付ポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

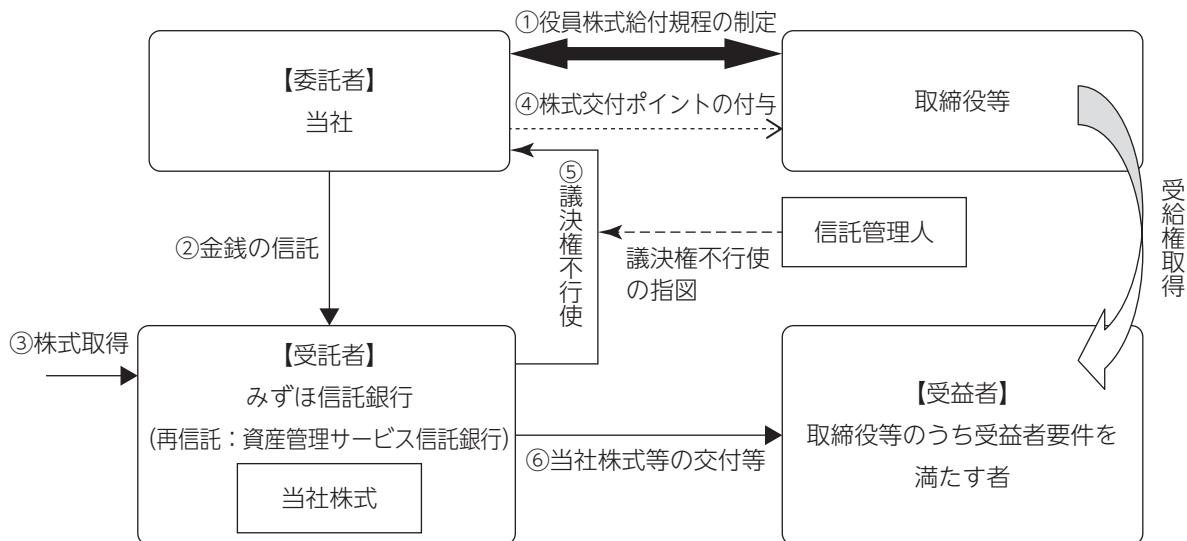
(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（B B T）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2017年5月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2017年5月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2017年5月（予定）から信託終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案の決議により承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案の決議により承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等に株式交付ポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、当該受益者に付与された株式交付ポイントの数に応じた当社株式等を交付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与された株式交付ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

● 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第6回定時株主総会において「年額80百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、監査役を巡る環境の変化の中で適正かつ有効な監査体制を維持し当社のコーポレートガバナンスを更に向上させることを目的として、経済情勢の変化その他の諸般の事情も勘案し、監査役の報酬額を「年額90百万円以内」と改定させていただきますと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、英国のEU離脱決定や米国大統領選挙などを背景に欧米での先行きの不透明感が継続し、新興国では中国の成長鈍化および東南アジア諸国での停滞など、全体として牽引役不在のまま、やや低調に推移しました。

我が国経済では、雇用情勢の改善が見られるものの、個人消費の伸び悩みや、為替の変動および新興国経済の減速も影響し、景気の停滞感が増してきました。

このような中、当社グループの当期業績については、海運・造船市況の低迷はあるものの、堅調な産業用ロボット向け需要、自動ドア事業の国内販社の連結子会社化などを受け売上高は2,446億円、営業利益は234億円、経常利益は247億円、親会社株主に帰属する当期純利益は175億円となりました。

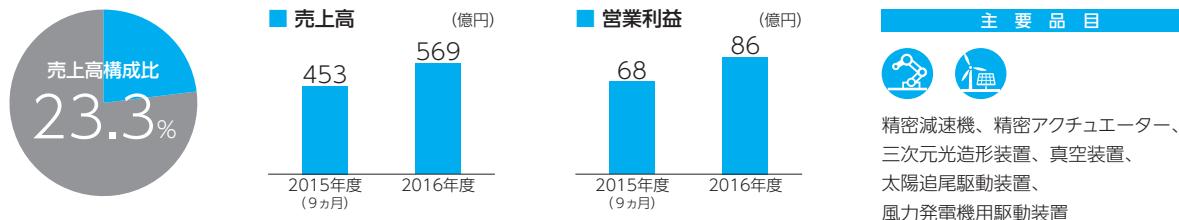
(注) 前連結会計年度は決算期変更の経過期間となることから、従来3月決算であった会社は9ヵ月間(2015年4月1日～2015年12月31日)、従来より12月決算の会社は12ヵ月間(2015年1月1日～2015年12月31日)を連結対象期間とした決算となっています。このため対前連結会計年度増減率については記載を省略しております。

(2) セグメント別情報

区 分	精密機器事業	輸送用機器事業	航空・油圧機器事業	産業用機器事業	合 計
売 上 高(百万円)	56,931	61,074	47,806	78,806	244,618
営 業 利 益(百万円)	8,616	10,335	△26	4,546	23,471

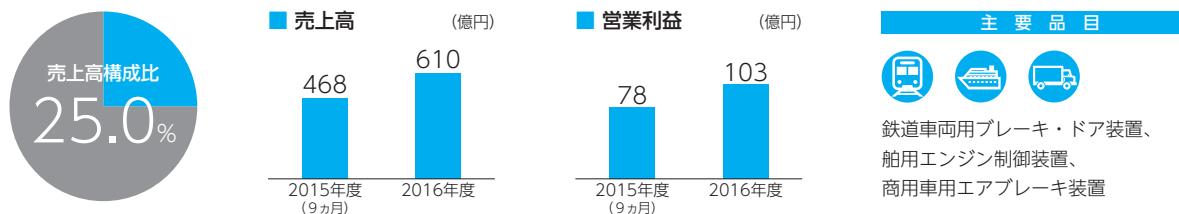
セグメント別の概況は次のとおりです。

【精密機器事業】



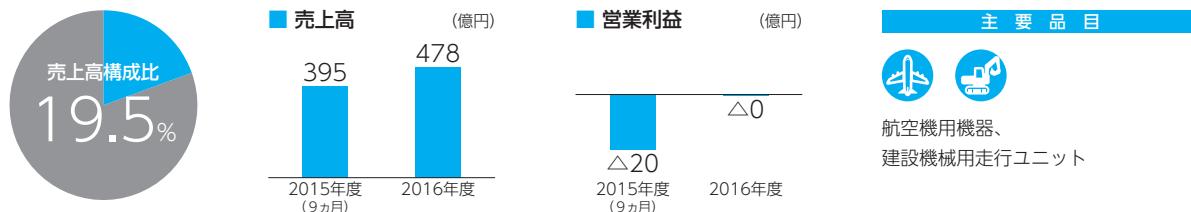
精密機器事業の受注高は621億円となりました。売上高は569億円、営業利益は86億円となりました。精密減速機は、主に堅調な産業用ロボット向け需要を受け、売上高は概ね計画通り推移しました。

【輸送用機器事業】



輸送用機器事業の受注高は609億円となりました。売上高は610億円、営業利益は103億円となりました。鉄道車両用機器では、国内外の需要が堅調に推移し、売上高は計画を上回りました。商用車用機器では、買収効果もあり売上高は概ね計画通り推移しました。船用機器では、海運・造船市況は低迷が続いており、売上高は計画通りにとどまりました。

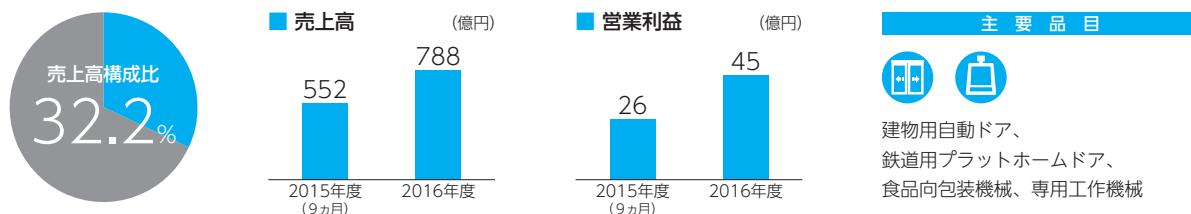
【航空・油圧機器事業】



航空・油圧機器事業の受注高は453億円となりました。売上高は478億円、営業損失は26百万円となりました。

航空機器は、防衛省向けの受注が弱く、売上高はやや計画を下回りました。油圧機器は、年度末にかけて中国の建設機械需要の高まりが見られ、売上高は計画を上回りました。

【産業用機器事業】



産業用機器事業の受注高は876億円となりました。売上高は788億円、営業利益は45億円となりました。

自動ドアは、受注が期待ほど伸びず、売上高は計画を下回りました。包装機は、国内市場向けが堅調に推移し、売上高は計画通りとなりました。

(3) 設備投資等の状況

当社グループの設備投資につきましては、当連結会計年度中に実施した設備投資は総額145億円であります。その主なものは、精密機器事業および航空・油圧機器事業における能力増強を目的としたものです。

(4) 資金調達の状況

当社は2016年12月15日に第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）100億円を発行いたしました。

(5) 事業再編等の状況

- ① 2016年4月1日付で、当社は持分法適用関連会社であったナブコシステム株式会社の株式を追加取得して連結子会社化いたしました。
- ② 2016年4月1日付で、当社は完全子会社であった株式会社ハイエストコーポレーションを吸収合併し、すべての権利義務を承継いたしました。

(6) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米国では新大統領が就任し、ユーロ圏の主要国においては議会選挙や大統領選挙が予定されるなど、政治・経済の不確実要素が増えています。中国においては産業構造の改善を進めてはいるものの、政府の刺激策に依存した景気回復の傾向は否めず、成長の持続性を確実視はできません。新興国市場の改善は若干見込まれるものの、全体として不透明な環境で推移するものと予想されます。

当社グループでは、旺盛な産業用ロボット向け精密減速機需要や自動ドア事業で昨年実施した国内販社の連結子会社化の効果を想定しています。

当社では、次期より国際財務報告基準（IFRS）を任意適用することとし、連結業績予想についてはIFRSに基づき算定しています。

以上を踏まえ、次期の売上高は2,600億円、営業利益は260億円を見込んでいます。

なお当社は、2017年度を初年度とする中期経営計画の策定に合わせ、従来の「利用技術の類似性に基づく区分」による「精密機器事業」「輸送用機器事業」「航空・油圧機器事業」「産業用機器事業」の4報告セグメントから、「ビジネスモデルの類似性に基づく区分」による「コンポーネントソリューション事業」「トランスポートソリューション事業」「アクセシビリティソリューション事業」の3報告セグメントに変更します。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、下記企業理念のもと、2020年度を最終年度とした長期ビジョン達成に向けて取り組んできましたが、当社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、新たに2017年度を初年度とする4カ年の新中期経営計画「Move forward! Challenge the future! ~ Create “New Value 2020” ~」を策定しました。

【企業理念】

ナブテスコは、
独創的なモーションコントロール技術で、
移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。

【長期ビジョン】 2020年度の目指す姿

グローバルに成長し続けるベストソリューションパートナー

【新中期経営計画基本方針】

2020年度の目指す姿実現に向けて、次の方針の下、戦略を実行していきます。

「Move forward! Challenge the future!」
～ Create “New Value 2020” ~

② 目標とする経営指標

当社グループは2017年度から2020年度の中期経営目標を、以下のとおり設定しました。

【コミットメント値】

2020年度までにROE15%を達成し、維持します。

本中期経営計画期間中の連結配当性向を35%以上とします。

【2020年度参考値】

ROE15%達成時に想定されるその他の経営指標

売上高	:	3,300億円
営業利益率	:	12.5%
当期利益	:	300億円（親会社の所有者に属する当期利益）
ROA	:	9.0%

【配当方針】

本中期経営計画期間中の連結配当性向を35%以上とし、上限を設けず一株当たり配当額の継続的な拡大を目指します。

③ 中長期的な会社の経営戦略

新中期経営計画期間中は「Market Creation」「Technology Innovation」「Operational Excellence」を三位一体で取組み、長期ビジョンに掲げた「グローバルに成長し続けるベストソリューションパートナー」の実現に向けた戦略を実施していきます。

1) 「Market Creation」による新事業の創出

- ・M&Aの活用も含め、海外展開を一層推進します。
- ・ICT/IoTなど先端技術を活用し、アフターサービスビジネス (MRO) をさらに強化・拡大します。

2) 「Technology Innovation」による新たなソリューションの創造

- ・コンポーネントからシステム・ソリューション提供へ事業領域を拡大します。
- ・新工法開発など「ものづくり革新」により製品の新たな競争優位を確立します。
- ・国内工場の近代化/スマート化により高効率生産・高環境性能・快適労働環境を実現します。

3) 「Operational Excellence」による収益性・効率性の向上による企業価値向上

- ・生産改革/業務改革によりオペレーション基盤を強化し、収益力を向上します。
- ・事業運営の効率化と、事業間のシナジー創出を追求します。
- ・社内の管理指標にROIC (投下資本収益率) を導入し、資本効率を高めながら、着実にキャッシュを創出します。
- ・安定的に連結配当性向35%以上を維持し、機動的な株主還元を実施します。
- ・成長投資として、1) 国内工場近代化・増産対応の実施、2) 研究開発の推進、3) 戦略的M&Aに備えた資金準備に取り組みます。

④ 事業の展開

当面の最重要課題は新中期経営計画の達成であり、下記課題に取り組みます。

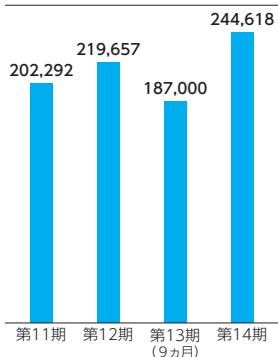
- ・市場毎のニーズにマッチしたビジネスモデルの構築、海外事業の拡大および収益力強化
- ・多様な市場ニーズを捉えた製品開発、高い総合技術力を駆使した差別化製品の開発
- ・グローバル化に対応した迅速な意思決定体制の構築、リスクマネジメント力の強化
- ・グローバル展開のベースとなるグローバル人財の確保・育成・強化
- ・急激な市場環境の変化に柔軟に対応できる経営体制の構築、ガバナンスの強化

(7) 財産および損益の状況

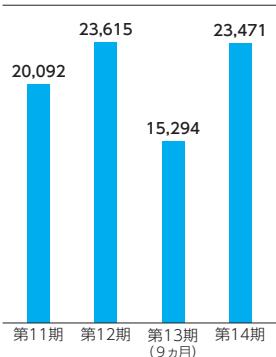
区 分	2013年度 第11期	2014年度 第12期	2015年度 第13期	2016年度 第14期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	202,292	219,657	187,000	244,618
営業利益(百万円)	20,092	23,615	15,294	23,471
営業利益率	9.9%	10.8%	8.2%	9.6%
経常利益(百万円)	24,227	27,193	16,418	24,731
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	14,978	17,746	11,059	17,584
1株当たり当期純利益(円)	117.95	140.24	88.85	142.37
純資産(百万円)	139,471	158,664	148,924	158,521
1株当たり純資産額(円)	1,035.68	1,184.17	1,150.41	1,215.31
総資産(百万円)	233,984	245,992	233,381	258,946
自己資本利益率(R O E)	12.2%	12.6%	7.6%	12.0%
総資産利益率(R O A)	6.9%	7.4%	4.6%	7.1%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 第13期は決算期変更の経過期間となることから、従来3月決算であった会社は9ヵ月間(2015年4月1日～2015年12月31日)、従来より12月決算の会社は12ヵ月間(2015年1月1日～2015年12月31日)を連結対象期間とした決算となっています。

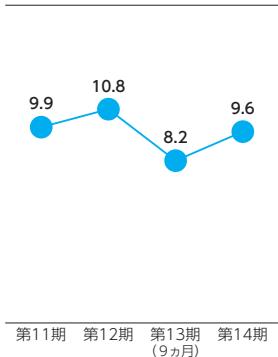
■ 売上高 (百万円)



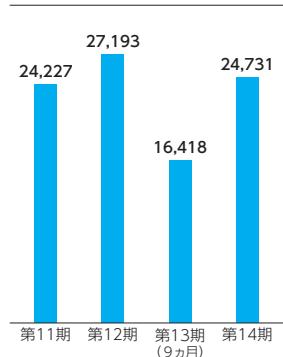
■ 営業利益 (百万円)



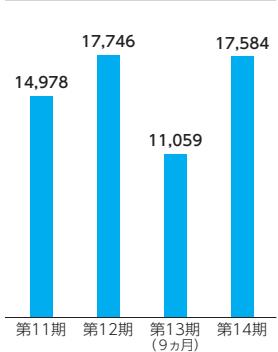
■ 営業利益率 (%)



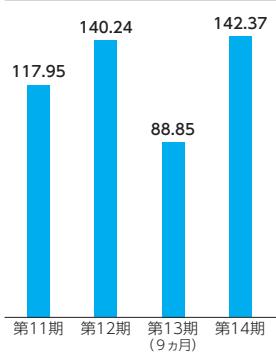
■ 経常利益 (百万円)



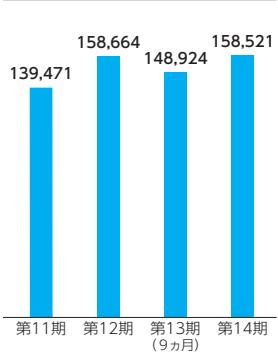
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



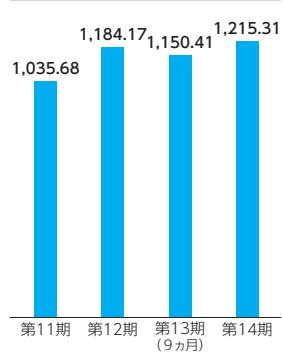
■ 1株当たり当期純利益 (円)



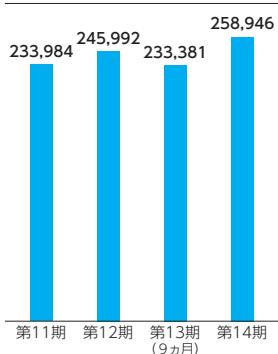
■ 純資産 (百万円)



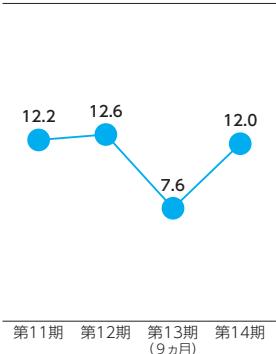
■ 1株当たり純資産額 (円)



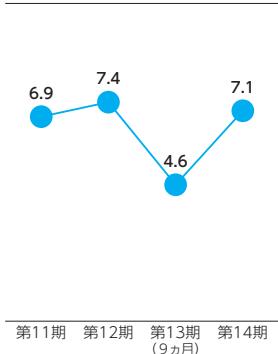
■ 総資産 (百万円)



■ 自己資本利益率 (ROE) (%)



■ 総資産利益率 (ROA) (%)



(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナブコドア株式会社	848 百万円	100.0 %	自動ドア等の販売・据付・メンテナンス
ナブテスコオートモーティブ株式会社	450 百万円	100.0 %	自動車関連機器の製造・販売
ナブコシステム株式会社	300 百万円	85.9 %	自動ドア等の販売・据付・メンテナンス
ナブテスコサービス株式会社	300 百万円	100.0 %	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
東洋自動機株式会社	245 百万円	100.0 %	各種総合包装システムの製造・販売
Gilgen Door Systems AG	2 百万スイスフラン	100.0 %	建物用自動ドア、鉄道用プラットホームドア等の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51 千ユーロ	100.0 %	精密減速機の販売
Nabtesco Aerospace Inc.	100 万米ドル	100.0 % (100.0 %)	航空機器の製造・販売・メンテナンス
NABCO Entrances, Inc.	200 米ドル	100.0 % (100.0 %)	自動ドアの製造・販売
上海納博特斯克液压有限公司	1,450 万米ドル	55.0 %	油圧機器の製造・販売・メンテナンス
上海納博特斯克液压設備商貿有限公司	100 百万円	67.0 %	油圧機器の販売
江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司	1,800 百万円	50.0 %	鉄道車両用ブレーキ・ドア装置の製造・販売
Nabtesco Power Control(Thailand) Co.,Ltd.	700 百万タイバーツ	70.0 %	油圧機器の製造・販売
納博特斯克(中国)精密机器有限公司	5,000 万米ドル	67.0 %	精密減速機の製造・販売

注) 1. 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

注) 2. 当連結会計年度中において、ナブコシステム株式会社を重要な子会社に加えました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
岐阜工場	岐阜県不破郡垂井町
垂井工場	岐阜県不破郡垂井町
津工場	三重県津市
神戸工場	兵庫県神戸市
甲南工場	兵庫県神戸市
西神工場	兵庫県神戸市
名古屋営業所	愛知県名古屋市

② 子会社

名 称	所 在 地
ナブコドア株式会社	大阪府大阪市
ナブテスコオートモーティブ株式会社	東京都千代田区
ナブコシステム株式会社	東京都港区
ナブテスコサービス株式会社	東京都品川区
東洋自動機株式会社	東京都港区
Gilgen Door Systems AG	スイス ベルン州
Nabtesco Precision Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
Nabtesco Aerospace Inc.	米国 ワシントン州
NABCO Entrances, Inc.	米国 ウィスコンシン州
上海納博特斯克液圧有限公司	中国 上海市
上海納博特斯克液圧設備商貿有限公司	中国 上海市
江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司	中国 江蘇省
Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県
納博特斯克(中国)精密機器有限公司	中国 江蘇省

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,162名	1,323名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。
 2. 従業員数は前期に比べ1,323名増加しておりますが、その主な要因は、2016年4月1日付で、持分法適用会社であったナブコシステム株式会社を連結子会社化したためです。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,526 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,507 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	1,002 ^{百万円}

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2016年12月21日付でINTERGLOBAL Industrieholding GmbHとの間で同社の子会社であるOVALO GmbHの100%出資持分に係る持分譲渡契約を締結し、2017年2月28日付でOVALO GmbHおよび同社が60%の出資持分を保有するadcos GmbHを当社の子会社として連結対象とする予定です。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 125,133,799株 (うち自己株式948,419株)
 (3) 株主数 16,669名
 (4) 大株主 (上位10名)

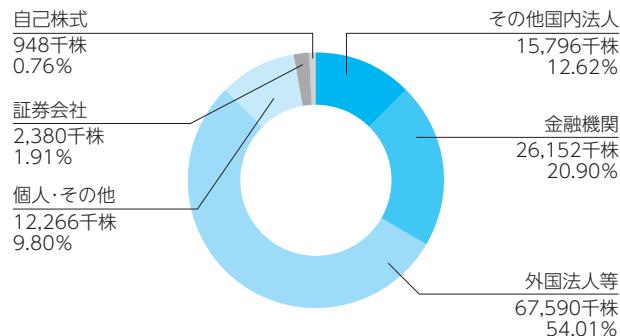
株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,415 千株	5.97 %
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	6,116 千株	4.93 %
東海旅客鉄道株式会社	5,171 千株	4.16 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,936 千株	3.97 %
ファナック株式会社	3,760 千株	3.03 %
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	3,265 千株	2.63 %
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	2,395 千株	1.93 %
THE BANK OF NEW YORK 133972	2,306 千株	1.86 %
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,636 千株	1.32 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	1,589 千株	1.28 %

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率については、自己株式 (948,419株) を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

■ 株式分布状況 (2016年12月31日現在)



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 1,377個
- ② 目的となる株式の種類および数 普通株式137,700株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第1回株式報酬型新株予約権 (2009年度)	1円	2009年8月22日から 2034年8月21日まで	取締役	2名	80個
第2回株式報酬型新株予約権 (2010年度)	1円	2010年8月21日から 2035年8月20日まで	取締役	2名	60個
第3回株式報酬型新株予約権 (2011年度)	1円	2011年8月20日から 2036年8月19日まで	取締役	5名	194個
第4回株式報酬型新株予約権 (2012年度)	1円	2012年8月21日から 2037年8月20日まで	取締役	5名	203個
第5回株式報酬型新株予約権 (2013年度)	1円	2013年8月21日から 2038年8月20日まで	取締役	6名	226個
第6回株式報酬型新株予約権 (2014年度)	1円	2014年8月21日から 2039年8月20日まで	取締役	6名	202個
第7回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2018年6月15日から 2025年6月14日まで	取締役	6名	11個
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年度)	1円	2015年8月21日から 2040年8月20日まで	取締役	7名	137個
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年度)	1円	2016年5月21日から 2041年5月20日まで	取締役	7名	264個

- (注) 1. 社外取締役および監査役には新株予約権を交付しておりません。
 2. 2010年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたため、その後に発行した第3回以降の株式報酬型新株予約権の1個あたりの株式数は1,000株ではなく100株となっております。第1回株式報酬型新株予約権および第2回株式報酬型新株予約権の個数については、第3回以降の株式報酬型新株予約権の個数との表記単位を揃える便宜から、各新株予約権の1個あたりの株式数を1,000株ではなく100株として算出した数字を記載しております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、当事業年度に、取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を以下のとおり交付しました。交付した新株予約権の総数は530個、その目的となる株式の総数は普通株式53,000個です。

発行回次	行使価格	行使期間	区分	交付者数	個数
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年度)	1円	2016年5月21日から 2041年5月20日まで	取締役	7名	264個
			執行役員	12名	266個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2016年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 和 朗	最高経営責任者 (CEO)
代 表 取 締 役	長 田 信 隆	航空宇宙カンパニー社長
代 表 取 締 役	寺 本 克 弘	企画本部長
取 締 役	坂 井 宏 彰	パワーコントロールカンパニー社長
取 締 役	吉 川 敏 夫	技術本部長
取 締 役	橋 本 悟 郎	コンプライアンス本部長
取 締 役	箱 田 大 典	総務・人事本部長
取 締 役	藤 原 裕	クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社代表取締役
取 締 役	内 田 憲 男	株式会社アルバック取締役 (社外)
取 締 役	山 崎 直 子	内閣府宇宙政策委員会 委員
常 勤 監 査 役	大 西 隆 之	
常 勤 監 査 役	井 奥 賢 介	
監 査 役	片 山 久 郎	ユシロ化学工業株式会社取締役 (社外)
監 査 役	佐々木 善 三	弁護士 (晴海協和法律事務所)
監 査 役	長 坂 武 見	大王製紙株式会社監査役 (社外)、SOLIZE株式会社監査役 (社外)

- (注) 1. 取締役山崎直子氏は、2016年3月24日開催の第13回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査役井奥賢介、佐々木善三および長坂武見の3氏は、2016年3月24日開催の第13回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 取締役藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏は、社外取締役であります。
4. 監査役片山久郎、佐々木善三および長坂武見の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役大西隆之氏は、当社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役長坂武見氏は、公認会計士の資格を有しており、また企業の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外取締役藤原裕、内田憲男および山崎直子の3氏ならびに社外監査役片山久郎、佐々木善三および長坂武見の3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当社定款に基づき当社は社外取締役藤原裕、同内田憲男および同山崎直子ならびに社外監査役片山久郎、同佐々木善三および同長坂武見の6氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりです。

同契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円と法令が定める額とのいずれか高い額とします。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	報酬等の内訳	
			月次報酬等	株式報酬型ストックオプション
取 締 役	11名	293百万円	221百万円	71百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(23百万円)	(23百万円)	
監 査 役	7名	64百万円	64百万円	
(うち社外監査役)	(5名)	(19百万円)	(19百万円)	
計	18名	358百万円	286百万円	71百万円

- (注) 1. 当社の役員報酬は、取締役（社外取締役を除く）については、月次報酬（固定報酬と業績連動報酬により構成）および株式報酬型ストックオプションで構成されており、社外取締役および監査役（社外監査役を含む）については固定報酬のみとなっております。
2. 上記対象人員には、当期中の退任3名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
- ①月次報酬等 年額 350百万円（うち社外取締役30百万円）
- ②株式報酬型ストックオプション 年額 100百万円
- （①は2012年6月26日開催の第9回定時株主総会、②は2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）
4. 監査役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
- 年額 80百万円（2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	藤原 裕	クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社	代表取締役	クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社と当社間に特別な利害関係はありません。
取締役	内田 憲 男	株式会社アルバック	社外取締役	株式会社アルバックと当社間に特別な利害関係はありません。
取締役	山崎 直 子	内閣府宇宙政策委員会	委員	内閣府宇宙政策委員会と当社間に特別な利害関係はありません。
監査役	片山 久 郎	ユシロ化学工業株式会社	社外取締役	ユシロ化学工業株式会社と当社間に特別な利害関係はありません。
監査役	佐々木 善 三	晴海協和法律事務所	弁護士	晴海協和法律事務所と当社間に特別な利害関係はありません。
監査役	長坂 武 見	大王製紙株式会社	社外監査役	大王製紙株式会社と当社間に特別な利害関係はありません。
		SOLIZE株式会社	社外監査役	SOLIZE株式会社と当社間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	藤原 裕	100.0%	—	主にグローバルビジネスに関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
取締役	内田 憲 男	100.0%	—	主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
取締役	山崎 直 子	92.3%	—	主にリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	片山 久 郎	100.0%	100.0%	主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	佐々木 善 三	100.0%	100.0%	主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。
監査役	長坂 武 見	100.0%	100.0%	主に経理および財務に関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的に発言を行っております。

(注) 1. 当事業年度中に開催した取締役会は18回、監査役会は13回であります。

2. 山崎直子氏の社外取締役就任は2016年3月24日のため、2016年3月24日以降出席すべき取締役会の回数は13回であります。

3. 佐々木善三および長坂武見の両氏の社外監査役就任は2016年3月24日のため、2016年3月24日以降出席すべき取締役会の回数は13回、監査役会の回数は10回であります。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の合計額	68百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうか等について確認し、検討を踏まえた結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ナブコシステム株式会社、Gilgen Door Systems AG、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc.、NABCO Entrances, Inc.、上海納博特斯克液圧有限公司、上海納博特斯克液圧設備商貿有限公司、江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司、Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.および納博特斯克(中国)精密機器有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は同監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務であるIFRSに係るコンサルタント等を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. コーポレートガバナンス

(1) コーポレートガバナンス基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨・精神を十分に踏まえた上で、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上並びにステークホルダーからのさらなる信頼獲得を図るためのより良いコーポレートガバナンスの実現のため、以下のとおり「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。

※本基本方針の各条項()内に付されている番号は、東京証券取引所上場規則におけるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示しています。

序章

当社は、取締役会決議に基づき、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え・枠組み・方針を示すものとして、次のとおり基本方針を制定する。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方) (2-1, 3-1(ii))

第1条 当社は、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供することを企業理念とし、「ナブテスコウェイ」の実践を通じて会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上並びにステークホルダーからのさらなる信頼獲得のため、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会) (基本原則1, 1-2)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

- ① 当社は、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送する。
- ② 当社は、招集通知の発送に先立ち、その内容を、東京証券取引所、当社ウェブサイト等へ公表する。
- ③ 当社は、インターネットによる議決権行使や議決権行使プラットフォームの利用を通じて、株主総会に出席しない全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境を整備する。
- ④ 当社は、国内外の株主が議決権行使の参考にできるように株主総会参考書類の英訳を東京証券取引所、当社ウェブサイト等に開示する。

(資本政策の基本的な方針) (1-3, 1-6)

第3条 当社は、株主価値を維持向上するために、総資産利益率(ROA)及び株主資本利益率(ROE)の目標水準に配慮した経営を行う。また、資金調達は、高い信用格付けを維持し、デットファイナンス(銀行借入等)によることを基本とする。

2. 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合は、既存株主の利益を毀損することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を検討するとともに、株主への十分な説明を行う。

3. 当社は、一定の連結配当性向比率を定めて配当を行う。

(株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使に関する基本方針) (1-4)

第4条 当社は、当社の取引先等との間の事業上の関係を維持・強化することを目的として、当社の企業価値の維持・向上に資する場合に限り、上場株式を政策的に保有する。

2. 当社は、毎年、主要銘柄毎に取締役会においてリスクとリターンを勘案のうえ保有意義・合理性を検証する。

3. 当社は、政策保有株式の議決権について、議案内容を精査し、発行体の企業価値向上に資するか否かという観点のもと、総合的に賛否を判断した上で、行使する。

(関連当事者間取引) (1-7)

第5条 当社は、取締役及び執行役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会による承認を得る。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を開示する。

2. 当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理及び役職員等による当社株式等の売買等に関して順守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

(買収防衛策) (1-5)

第6条 当社は、買収防衛策を導入しない。

2. 取締役会は、当社株式が公開買付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上施策の説明を求める。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働 (ステークホルダーとの協働) (基本原則 2, 2-1)

第7条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出はステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努める。

2. 当社は、顧客、社員、株主、取引先、地域社会、環境その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(倫理規範) (2-2, 2-2①)

第8条 当社は、より高い倫理観に根ざした企業行動をとるため、「ナブテスコグループ倫理規範」を定め、企業倫理の実践を徹底する。

(サステナビリティ報告) (2-3, 2-3①)

第9条 当社は、毎年1回、経営戦略、事業概況、経営体制、財務状況、CSRへの取り組み、持続的な成長を目指す当社の取り組みをステークホルダーに多面的に報告するレポートとしてインテグレイテッドレポートを発行する。

(ダイバーシティの推進) (2-4)

第10条 当社は、性別・国籍・障がいの有無を問わず採用を行い、多様な人材の獲得に努める。

2. 当社は、多様な人材一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保 (情報開示基準) (基本原則3)

第11条 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の法令・諸規則及び当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示規則に則り情報開示を行う。また、これらに該当しない事柄であっても、投資家の判断に影響を与えたと考えられる情報については、財務情報、非財務情報ともに開示するように努める。

(外部会計監査人) (3-2)

第12条 当社は、会計監査人による適正な監査を担保するため、監査役会や経理部門が連携し、監査日程や監査体制の確保に努める。

第5章 コーポレートガバナンス体制の充実 (機関設計) (4-10)

第13条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。

(取締役会の役割・責務) (基本原則4, 4-1, 4-1①, 4-2, 4-3, 4-5)

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的かつ中長期的な企業価値の向上並びに収益力・資本効率等の改善を図るため、次の各号に定める役割・責務を負う。

- ① 経営理念、経営戦略等を確立し、当社の戦略的な方向付けを行う。
- ② 経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
- ③ 独立した客観的な立場から取締役、執行役員等に対する実効性の高い監督を行う。

(経営陣への委任) (4-1①)

第15条 当社は、「グループ責任・権限規程」を定め、取締役会で決議、審議及び報告すべき事項並びに経営陣に委任すべき事項を明確にする。具体的には、法令及び定款の規定により取締役会での決議が必要な事項及び経営上の重要な事項については、取締役会での意思決定を必要とすることとし、それ以外の事項については、全て経営陣に委任する。

(取締役会の構成) (3-1(iv), 4-8, 4-11, 4-11①)

第16条 取締役会は、10名以内の取締役により構成し、そのうち2名以上を独立社外取締役とする。

2. 取締役会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、社内外から優れた人格、知見、能力、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を選任し、取締役会の知見、能力、経験等のバランス並びに多様性を確保する。

(取締役会の運営) (4-12, 4-12①)

第17条 取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めることとし、その運営については、「取締役会規則」に定めるほか、社外取締役が議論に積極的に加わることができるよう取締役会事務局が事前に資料配布、審議事項、年間スケジュールを決定する等により十分な情報を提供するとともに、適切な開催頻度、審議時間、審議項目数等を確保する。

(独立社外取締役) (4-6, 4-7, 4-8①, 4-9)

第18条 当社は、当社の持続的かつ中長期的な企業価値の向上に寄与する助言、経営の監督等を行うことのできる独立社外取締役を2名以上選任する。

2. 全ての独立社外取締役は、豊富な経験及び幅広い知見並びに様々なステークホルダーの視点を持ち、かつ、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を全て充足する者とする。

3. 独立社外取締役は、必要に応じて独立社外役員のみによって構成される会議を招集・開催し、自由な議論を通じて、業務の執行から独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識交換を図る。

(監査役会の役割・責務) (4-4, 4-5, 4-13③)

第19条 監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任、監査報酬に係る権限を積極的かつ能動的に行使し、取締役会等において適切に意見を述べる。

2. 監査役会は、「監査協議会」を通じて当社の内部統制部門及び監査部門との連携を図り、また、必要に応じて独立社外取締役と連携し、情報交換・認識交換を図る。

3. 監査役会は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に定める手続、監査の基準等に従い、その役割・責務を全うする。

(監査役会の構成) (4-4①, 4-11)

第20条 監査役会は、5名以内の監査役により構成し、そのうち半数以上を独立社外監査役とする。

2. 監査役会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、社内外から優れた人格、知見、能力、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を選任し、そのうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任する。

3. 監査役会は、前条に定める監査役会の役割・責務を果たすために、独立社外監査役が有する強固な独立性と、社内監査役が有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることにより、その実効性を担保する。

4. 全ての独立社外監査役は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を全て充足する者とする。

(指名委員会) (4-1③, 4-10, 4-10①)

第21条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置し、取締役、監査役及びCEO候補の人事について審議し、取締役会への答申を行う。

2. 指名委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成する。

3. 取締役会は、指名委員会の運営に関する公正な規則を定める。

(報酬委員会) (3-1(iii), 4-10, 4-10①)

第22条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置し、経営陣の報酬等について審議し、取締役会への答申を行う。

2. 報酬委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成する。

3. 取締役会は、報酬委員会の運営に関する公正な規則を定める。

(取締役、監査役等の指名等)

(3-1(iv), 4-3①, 4-11①)

第23条 取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当たっては、本人の経歴及び能力を踏まえつつ、当社グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できるような人物を指名・選任する。なお、監査役については、監査役会の同意を得て監査役候補者として指名する。

2. 取締役会は、前項に定める選任等における独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名委員会による答申を受けることとする。

(経営陣の報酬等) (3-1(iii), 4-2, 4-2①)

第24条 取締役会は、独立性・客観性と説明責任を強化するため、経営陣の報酬等を決定するにあたっては、報酬委員会による答申を受け、取締役会にて決定する。

2. 経営陣の報酬等は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、経営陣の報酬等に関する方針を以下のとおり定める。

① 経営陣の報酬体系は、固定報酬と短期業績を反映した業績連動報酬からなる「月次報酬」及び中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。なお、主要な業績管理指標としては、売上高、営業利益、ROA、ROEを採用する。但し、報酬水準、報酬の構成等については、経営環境の変化に対応して適時・適切に見直すこととする。

② 独立社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとする。

3. 監査役の報酬等については、監査役の協議により決定する。監査役の報酬体系は、監査という機能の性格から業績反映部分を排除し、固定報酬のみとする。

(取締役会の実効性評価) (4-11③)

第25条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する。

(取締役及び監査役の情報入手と支援体制)
(4-13, 4-13①, 4-13②)

第26条 当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たすことができるよう積極的に取締役及び監査役の支援体制を整える。

2. 取締役及び監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、会社による情報提供や外部の専門家による助言等を通じ、能動的に情報を入手する。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)
(4-14, 4-14①, 4-14②)

第27条 新任の取締役及び監査役は、就任に際して、コーポレートガバナンスや法的責任を含む役員の役割・責務について、当社の法務・コンプライアンス担当役員又は外部研修機関による研修を受講する。但し、独立社外役員は、自己が有する知見、能力、専門性等に鑑み、必要に応じて当該研修を受講する。

2. 新任の独立社外取締役及び独立社外監査役は、就任に際して、当社グループの企業理念、事業、財務、組織等の説明を受け、当社グループの事業に対する理解を深める。また、当社は、新任の独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、必要に応じて、工場又は事業所の視察等の機会を提供する。

3. 全ての取締役及び監査役は、知識を更新するため、定期的開催される研修に参加する。

(内部統制) (4-3②, 4-10)

第28条 当社は、会社法等に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を整備するものとし、取締役会は、その運用が有効に行われているか否かを定期的に監督する。

2. 当社は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置し、「ナブテスコグループ倫理規範」の制定・改定及びナブテスコグループのコンプライアンス体制に係る重点的課題について審議し、取締役会への答申を行う。コンプライアンス委員会は、独立社外役員及び外部有識者を含むメンバーにより構成する。

第6章 株主との建設的な対話

(建設的な対話) (基本原則3, 5, 5-1, 5-1①, 5-1②)

第29条 当社は、株主・投資家との対話活動全般を統括し、かつ責任を持つ者を経営陣より指定し、IR 担当部署を中心に社内関係部署が連携して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する株主・投資家との建設的な対話を実現するよう努める。具体的には、株主・投資家との個別面談に加え、各種刊行物による適時開示情報の補完、業績・事業に関する説明会の開催等を通じて、積極的に株主・投資家との対話の機会を設ける。

2. 当社は、株主・投資家との対話にあたっては、当社情報を適時・適切に開示するのみならず、企業価値、株主価値の向上に向けた当社の取り組みを発信するとともに、株主・投資家の当社に対する考えを把握し、経営陣及び社内関係部署へフィードバックすることで社内の共有を図る。

3. 当社は、インサイダー情報については、社内規程に則り適切に管理する。

第7章 本基本方針の改廃

(本基本方針の改廃)

第30条 本基本方針の改廃は取締役会決議をもって行う。

(注) 当社は、従来の「コーポレートガバナンス基本方針」を2016年12月27日付で上記のとおり改定しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社グループの内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

内部統制推進の最高責任者はCEOとする。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法令の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、「ナブテスコウェイ」および「ナブテスコグループ倫理規範」を適正かつ公正な事業活動の拠り所としてこれを遵守する。また、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- ② 取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則およびグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- ③ 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された職務を執行するとともに、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役は、他の取締役によるものも含

め、職務の執行について法令および定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会および監査役（会）へ報告する。

- ④ 取締役および使用人は、意思決定および職務の執行において、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性・妥当性、適法性を確保する。
- ⑤ 取締役会は、社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、適正な判断を行う。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスを推進するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および取締役会への答申を行う。
- ⑦ コンプライアンスの推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンスを推進する部門を設置する。社会情勢および法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、取締役、使用人に対するコンプライアンス教育を行う。
- ⑧ 取締役および使用人は、当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設し、運用する。
- ⑨ 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムおよびその有効性を評価する体制を整備・運用する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の情報（文書および電磁的記録。以下同じ。）について、法令および社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成および保存・管理を行う。
 - i) 株主総会議事録およびその関連資料
 - ii) 取締役会議事録およびその関連資料
 - iii) マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録および関連資料
 - iv) 取締役会が決定者となる決定通知書および付属書類
 - v) その他取締役の職務の執行に関する重要な書類
- ② 上記①に定める情報の作成および保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者あるいは当該職務を執行する取締役とする。
- ③ 電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役会に適正かつタイムリーに報告され、また当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役（会）へ報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。

- ② 以下の事項に関し、リスクの管理および損失の予防を行うものとし、リスクマネジメント委員会その他グループ横断的な組織の設置、規程の整備を行う。
 - i) 事業環境や業界構造の変化および新技術、新規参入への対応の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
 - ii) 取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
 - iii) カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
 - iv) 所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
 - v) 基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
 - vi) 契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
 - vii) ESH（Environment, Safety & Health：環境・安全・健康）に関するリスク
 - viii) PL（Product Liability：製造物責任）を含む品質に関するリスク
 - ix) 大規模災害に関するリスク
 - x) その他取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ③ グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の合理性・妥当性、適法性を確保し、リスクの管理を行う。
- ④ 事故、災害および重要な品質問題その他当社グループの業績、財務状況または信用に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象が発生した時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達および緊急対応態勢を整備する。

- ⑤ 内部監査部門をはじめ本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。
- ② 当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を採る。
- i) 執行役員は取締役会より委嘱された業務を執行し、報告を行う。
- ii) 戦略事業単位としてカンパニーを設置し、各カンパニーはグループ責任・権限規程に基づき業務を執行し、報告を行う。
- ③ 取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、業務執行上の重要事項を審議する機関であるマネジメント・コミッティで事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。
- 5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。
- ② グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分および管理事項を規定するとともに、子会社の規模および重要性（当社グループへの影響度合い）および子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。また、子会社における業務上の重要事項について当社に報告をさせる体制を整備する。
- ③ 全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化および財務報告の質的向上を図る。
- ④ 子会社の取締役、監査役を当社より派遣し、意思決定および業務の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。
- ⑤ 当社の内部監査部門において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。
- ⑥ 「ナブテスコグループ倫理規範」を子会社に周知徹底するとともに、コンプライアンスに関する教育や情報共有等を通じ、子会社におけるコンプライアンス体制の整備、強化を図る。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役（会）から監査役を補助すべき使用人の設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該使用人を確保する。

② 監査役を補助すべき使用人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および人事考課は、監査役(会)との事前合議の上、決定する。

③ 監査役を補助すべき使用人は、かかる補助業務にあたり監査役(会)の指揮命令に服するものとする。

7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役(会)に報告する。

② 取締役および使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合または当社の業務および財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。

③ 監査役と内部統制に関連する部門との連携を強化するため、監査協議会等を通じ、内部統制に係る事項(子会社の取締役、使用人等から当該部門への報告事項を含む)について、協議、情報・意見交換を図る。また、グループ監査役会において監査役と子会社監査役との間で監査に関する協議、報告、意見交換を行う。

④ 監査役に対し報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が予算内であるか否かに関わらず、法令に従い、速やかに当該費用等を処理する。

② マネジメント・コミッティ等の業務執行上の重要な会議への出席および経営情報の閲覧により、監査役が取締役と同等の情報に基づいた監査および業務執行上の重要事項における意思決定プロセスをチェックできる体制を確保する。

③ 監査役(会)は、CEOおよび代表取締役との意見交換会を定期的に関催できる。

④ 監査役は、執行役員その他の重要な使用人から職務執行状況を報告させることができる。

⑤ 監査役が会計監査人および財務経理部門と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制を確保する。

⑥ 監査役が内部監査部門および関連部門と定期的に監査状況の報告および監査に関する協議、情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制を確保する。

(注) 当社は、従来「内部統制システム構築の基本方針」を2016年12月27日付で上記のとおり改定しております。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) コンプライアンス体制について

当社グループの社員一人一人が適正かつ公正な事業活動を行うことを目的として、コンプライアンス推進部を中心にコンプライアンスに関する研修および周知活動を実施しております。また、法令違反・不正行為の防止および早期発見等のため、企業倫理ホットラインの窓口を社内外に設置し、適切に運用を行っております。当事業年度においては、当社グループのコンプライアンス推進体制をさらに強化するため、取締役会の諮問機関として外部委員を含むコンプライアンス委員会を新設しました。同委員会は当事業年度に2回開催され、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行いました。同委員会での審議結果を踏まえ、従来の「ナブテスコグループ企業倫理綱領」および「ナブテスコグループ行動基準」の内容を全面的に見直し、これらに代わる新たなコンプライアンス行動規範として「ナブテスコグループ倫理規範」を制定しました。

2) リスクマネジメント体制について

当社グループの事業活動に伴う多様なリスクを把握・管理し、リスクの現実化時に生じる損失を最小限に留めることを目的として、リスクマネジメント規程等の社内規程を制定し、当社グループのリスクマネジメント体制の強化を推進しております。当事業年度においては、既設のグループ横断的組織であるグループ品質・PL委員会およびグループESH委員会に加え、当社グループのリスクマネジ

メントに関する重要事項を審議するリスクマネジメント委員会を新設しました。同委員会は当事業年度に1回開催され、その審議結果を踏まえた社内規程の制定等を行いました。また、業務監査部を中心に、本社専門スタッフが内部監査を行い、業務改善等の適切な助言を行っております。

3) 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会は18回開催され、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役および執行役員職務執行の監督を行っております。取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に関する重要な書類・資料については、適切に作成・保存・管理を行っています。そのうち電磁的記録については、専門業者によるリモート監視ならびに主要サーバのログ管理および端末ログの監視によりセキュリティ体制を強化いたしました。

4) 監査役の職務の執行について

当事業年度においては、監査役会は13回開催され、監査に関する重要な事項について報告し、協議・決議を行っております。また、監査役は、取締役会やマネジメント・コミッティ、執行役員会等の重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換会、会計監査人との意見交換会、経理部その他内部統制関連部門との監査協議会およびグループ会社の監査役とのグループ監査役会を開催し、取締役および使用人の職務の執行について厳正なモニタリングを実施しております。加えて、監査役の職務の執行の実効性を確保するため、監査役に全ての経営情報データベースへのアクセス権を付与するとともに、監査役の要請に基づき監査役を補助すべき使用人を2名配置しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(145,991)	流 動 負 債	(74,802)
現金及び預金	29,945	支払手形及び買掛金	16,925
受取手形及び売掛金	65,712	電子記録債務	25,635
有価証券	12,000	短期借入金	5,647
商品及び製品	6,368	1年内返済予定の長期借入金	146
仕掛品	14,325	未払法人税等	5,408
原材料及び貯蔵品	11,925	製品保証引当金	695
繰延税金資産	2,274	受注損失引当金	27
その他	3,758	その他	20,315
貸倒引当金	△ 319	固 定 負 債	(25,623)
固 定 資 産	(112,955)	社債	10,000
有形固定資産	(67,822)	長期借入金	1,201
建物及び構築物	20,528	役員退職慰労引当金	288
機械装置及び運搬具	18,424	退職給付に係る負債	9,343
工具、器具及び備品	4,595	繰延税金負債	2,901
土地	17,559	その他	1,888
建設仮勘定	6,715	負 債 合 計	100,425
無形固定資産	(20,926)	(純 資 産 の 部)	
のれん	17,031	株 主 資 本	(140,933)
その他	3,895	資 本 金	10,000
投資その他の資産	(24,205)	資本剰余金	14,237
投資有価証券	20,741	利益剰余金	119,345
退職給付に係る資産	177	自己株式	△ 2,648
繰延税金資産	658	その他の包括利益累計額	(9,188)
その他	2,716	その他有価証券評価差額金	2,015
貸倒引当金	△ 88	繰延ヘッジ損益	△ 35
		為替換算調整勘定	8,504
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,295
資 産 合 計	258,946	新 株 予 約 権	(466)
		非支配株主持分	(7,933)
		純 資 産 合 計	158,521
		負債・純資産合計	258,946

連結損益計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		244,618
売 上 原 価		175,379
売 上 総 利 益		69,239
販売費及び一般管理費		45,767
営 業 利 益		23,471
営 業 外 収 益		
受取利息	119	
受取配当金	68	
受取賃貸料	250	
持分法による投資利益	1,111	
その他	377	1,926
営 業 外 費 用		
支払利息	153	
為替差損	259	
その他	254	667
経 常 利 益		24,731
特 別 利 益		
段階取得に係る差益	786	
固定資産売却益	743	
投資有価証券売却益	6	
負ののれん発生益	352	1,889
特 別 損 失		
固定資産処分損	106	
投資有価証券評価損	2	
退職給付制度改定損	390	498
税金等調整前当期純利益		26,122
法人税、住民税及び事業税	8,264	
法人税等調整額	△ 44	8,219
当 期 純 利 益		17,902
非支配株主に帰属する当期純利益		317
親会社株主に帰属する当期純利益		17,584

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	14,237	107,487	△2,718	129,005
当期変動額					
剰余金の配当			△5,711		△5,711
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,584		17,584
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△15	72	57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	11,857	69	11,927
当期末残高	10,000	14,237	119,345	△2,648	140,933

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,159	3	11,597	△697	13,062	379	6,476	148,924
当期変動額								
剰余金の配当								△5,711
親会社株主に帰属する 当期純利益								17,584
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△144	△39	△3,093	△597	△3,874	86	1,456	△2,331
当期変動額合計	△144	△39	△3,093	△597	△3,874	86	1,456	9,596
当期末残高	2,015	△35	8,504	△1,295	9,188	466	7,933	158,521

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数……56社

主要会社名：ナブコドア(株)、ナブテスコオートモティブ(株)、ナブコシステム(株)、ナブテスコサービス(株)、東洋自動機(株)、Gilgen Door Systems AG、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc.、NABCO Entrances, Inc.、上海納博特斯克液压有限公司、上海納博特斯克液压設備商貿有限公司、江蘇納博特斯克今創軌道設備有限公司、Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.、納博特斯克(中国)精密机器有限公司

株式会社ハイエストコーポレーションは2016年4月1日付にて当社を存続会社として吸収合併されたため、連結の範囲から除外しています。ナブコシステム株式会社、及びその子会社である株式会社新潟ナブコ、エヌ・エス・メタル株式会社、エヌ・エス・トート株式会社の3社は2016年4月1日付にて当社がナブコシステム株式会社の株式を追加取得したため、連結の範囲に含めています。

Nabtesco India Private Ltdは2016年5月6日付にて設立したため、Nabtesco ITG GmbH、ITG Kompressoren GmbHの2社は2016年5月10日付にてナブテスコオートモティブ株式会社が100%株式を取得したため、成都納博特斯克今創軌道設備有限公司は2016年12月23日付にて設立したため、Gilgen Door Systems Scandinavia ABは2016年12月30日付にて設立したため、連結の範囲に含めています。

(ロ) 非連結子会社の数……0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用関連会社の数……8社

主要会社名：(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ、TMTマシナリー(株)

株式会社高東電子は2016年3月10日開催の同社臨時株主総会にて解散の決議をしたため、ナブコシステム株式会社は2016年4月1日付にて当社が発行済株式の48.0%を追加取得し持分が85.9%になったため、連結の範囲に含めており、持分法の適用の範囲から除外しています。

(ロ) 持分法の適用の手續に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日の12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準

原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ただし、在外連結子会社の原材料は、主として低価法によっています。)

評価方法

①商品及び製品・仕掛品

主として総平均法(一部は個別法)

②原材料及び貯蔵品

主として総平均法(一部は移動平均法)

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定額法を採用しています。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっています。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっています。

在外連結子会社

主として定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。

①一般債権

貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上しています。

(二) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象

借入金の利息及び外貨建金銭債権債務等

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行いません。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しています。また、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えています。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、当社および連結子会社は給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(3) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分については、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効力の及ぶ期間にわたって均等償却しています。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却しています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

108,520百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 125,133,799株

2. 配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年3月24日 定時株主総会	普通株式	2,731	22	2015年12月31日	2016年3月25日
2016年7月29日 取締役会	普通株式	2,980	24	2016年6月30日	2016年9月7日

(ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,228	26	2016年12月31日	2017年3月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 230,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うために必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて、先物為替予約を利用してヘッジしています。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との事業上の関係強化に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、社債の償還日は決算日後5年以内、借入金の返済日は決算日後10年以内です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客と信管理規程に従い、営業債権について各事業における営業部門が主要な取

引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の顧客と信管理規程を準用し、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、資金運用細則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

デリバティブ取引の利用にあたっては、デリバティブ取引のリスク管理細則に従い、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や対象企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについてはリスクとリターンを勘案の上、保有意義・合理性を毎年検証しています。

当社の長期借入金については、支払金利の変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、当社取締役会においてデリバティブ取引の取組方針の決定が行われ、これを受けて各社の経理担当部署が取引限度額、取引手続等を定めた社内規程等に基づき取引を行い、毎月当社取締役会において取引状況の報告を行っています。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、不安定な金融市場を背景として、高水準の手許流動性を確保することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しています。

(二) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額

自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注2)をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,945	29,945	—
(2) 受取手形及び売掛金	65,712	65,712	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	12,000	12,000	—
② その他有価証券	4,612	4,612	—
③ 関連会社株式	5,764	53,055	47,291
資産計	118,033	165,325	47,291
(1) 支払手形及び買掛金	16,925	16,925	—
(2) 電子記録債務	25,635	25,635	—
(3) 短期借入金	5,647	5,647	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	146	146	—
(5) 社債	10,000	9,999	△1
(6) 長期借入金	1,201	1,201	△0
負債計	59,556	59,555	△1
デリバティブ取引（※1）	0	0	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジの対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務 (3) 短期借入金、並びに (4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	29,945	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	65,712	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券	12,000	—	—	—
合計	107,657	—	—	—

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	—	10,000	—
長期借入金	146	102	161	144	144	649
合計	146	102	161	144	10,144	649

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

全てヘッジ会計が適用されています。

時価は取引金融機関から提示された価格によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	172
関連会社株式	10,195

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券及び③関連会社株式」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルの一部及び土地等を有しています。賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結

会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりです。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸用不動産	2,877	1,369	4,246	6,692
遊休不動産	321	△321	—	—
合計	3,198	1,047	4,246	6,692

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
 2. 賃貸用不動産の主なものは、東京都品川区所在の土地・建物、東京都港区所在の土地・建物、神戸市中央区所在の土地、愛媛県松山市所在の土地・建物です。
 3. 主な変動
 増加のうち、主なものは2016年4月1日付で連結子会社化したナブコシステム株式会社の所有していた賃貸等不動産の増加によるものです。
 減少のうち、主なものは神奈川県横須賀市所在の日横須賀工場跡地の売却によるものです。
 4. 時価の算定方法
 主として不動産鑑定士による鑑定評価等によっています。

また、当該賃貸等不動産に関する2016年12月期における損益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

賃貸収益	賃貸費用	差額	その他費用
433	183	250	9

- (注) 1. 賃貸費用は、賃貸用不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等です。
 2. その他費用は、遊休不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等です。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,215円31銭
1 株当たり当期純利益	142円37銭

その他の注記

1. 株式取得による会社の買収

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ナブコシステム株式会社

事業の内容 自動ドアを中心とした、建設関連商品の販売・設計・施工・メンテナンス

② 企業結合を行った主な理由

当社は従前よりナブコシステム株式会社（以下、ナブコシステム）を持分法適用関連会社としていましたが、ナブコシステムの株式を追加取得して連結子会社化し、両社の連携を更に強化してバリューチェーン一体化の動きを全国規模で加速させていくことが、自動ドア事業の更なる発展に資するものとの考えで、ナブコシステムの大株主である山村泰三氏、同氏がナブコシステムの大株主である有限会社泰永、他6社との間で、ナブコシステムの株式を当社が譲り受ける旨の合意に至ったものです。

- ③ 企業結合日
2016年4月1日
- ④ 企業結合の法的形式
株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
ナブコシステム株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率
取得直前に所有していた議決権比率 37.9%
企業結合日に追加取得した議決権比率 48.0%
取得後の議決権比率 85.9%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価としてナブコシステムの株式を取得したためです。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2016年4月1日から2016年12月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
追加取得直前に保有していたナブコシステムの企業結合日における時価 3,184百万円
企業結合日に追加取得したナブコシステムの株式の時価 3,680 //

取得原価 6,864百万円
- (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザー費用等 51百万円
- (5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計金額との差額
段階取得に係る差益 786百万円
- (6) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
① 負ののれん発生益の金額
352百万円
② 発生原因
受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額を負ののれん発生益として計上しています。
- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
流動資産 12,482百万円 流動負債 8,525百万円
固定資産 7,460百万円 固定負債 2,847百万円

資産合計 19,942百万円 負債合計 11,373百万円
- (8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
売上高 4,956百万円 (注)
- (注) 概算額の算定方法
企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の損益計算書における売上高との差額を影響の概算額としています。
なお、当該注記は監査証明を受けていません。

2. 追加情報

(イ) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)が当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用しております。

(ロ) 取得による企業結合

当社は、2016年11月30日開催の取締役会において、ドイツのINTERGLOBAL Industrieholding GmbH (以下、INTERGLOBAL社) が有する OVALO GmbH (以下、OVALO社) の出資持分100%を取得することを決議し、2016年12月21日付で持分譲渡契約を締結しました。

(1) 企業結合の概要

① 取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 OVALO GmbH

事業の内容 自動車産業向けの波動歯車機構減速機によるシステム製品の開発・製造・販売

② 企業結合を行う主な理由

当社は、欧州市場における競争基盤の強化、及び製品供給システムの基盤となるメカトロニクス分野の強化による“利益ある成長”を目指して、今回の買収を決定しました。

OVALO社の買収を通じて、当社が持つモーター、コントロールユニット一体製品の開発能力を活用することにより、当社製品のシステム化・メカトロニクス化が加速するものと確信しています。

また、OVALO社拠点には拡張余地があり、新たな欧州開発・生産拠点設立に活用することも将来的に検討し、欧州市場における競争基盤のさらなる強化を目指してまいります。

③ 企業結合日

2017年2月28日(予定)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする出資持分の取得

⑤ 結合後企業の名称

OVALO GmbH

⑥ 取得する持分比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が、現金を対価として出資持分を取得するためです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	82百万ユーロ	(注)
-------	----	---------	-----

取得原価	82百万ユーロ
------	---------

(注) INTERGLOBAL社からOVALO社に対する貸付債権の取得価格を含む。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(90,377)	流 動 負 債	(60,374)
現金及び預金	12,854	支払手形	201
受取手形	3,169	買掛金	9,366
売掛金	41,133	電子記録債務	25,635
有価証券	12,000	短期借入金	3,400
商品及び製品	2,292	未払金	4,394
仕掛品	5,299	未払法人税等	3,517
原材料及び貯蔵品	5,407	未払費用	2,457
繰延税金資産	1,196	前受金	169
未収入金	1,538	預り金	10,691
立替金	4,069	製品保証引当金	483
その他	1,414	その他	55
固 定 資 産	(92,727)	固 定 負 債	(15,889)
有形固定資産	(39,136)	社債	10,000
建物	10,937	退職給付引当金	5,264
構築物	528	繰延税金負債	268
機械及び装置	12,191	その他	357
車両及び運搬具	44	負 債 合 計	76,263
工具、器具及び備品	2,170	(純 資 産 の 部)	
土地	9,034	株 主 資 本	(105,045)
建設仮勘定	4,229	資 本 金	10,000
無形固定資産	(4,242)	資本剰余金	(26,273)
ソフトウェア	1,893	資本準備金	26,273
のれん	2,225	利益剰余金	(70,924)
その他	123	利益準備金	1,076
投資その他の資産	(49,348)	その他利益剰余金	(69,847)
投資有価証券	4,392	資産圧縮積立金	427
関係会社株式	34,279	繰越利益剰余金	69,420
関係会社出資金	7,363	自己株式	△2,152
関係会社長期貸付金	3,996	評価・換算差額等	(1,329)
長期前払費用	80	その他有価証券評価差額金	1,329
その他	622	新 株 予 約 権	(466)
貸倒引当金	△1,386	純 資 産 合 計	106,841
資 産 合 計	183,105	負債・純資産合計	183,105

■ 計算書類

損益計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		146,240
売 上 原 価		111,767
売 上 総 利 益		34,473
販売費及び一般管理費		17,993
営 業 利 益		16,479
営 業 外 収 益		
受取利息	19	
受取配当金	3,201	
受取賃貸料	275	
その他	28	3,524
営 業 外 費 用		
支払利息	89	
為替差損	157	
社債発行費	46	
その他	68	362
経 常 利 益		19,642
特 別 利 益		
固定資産売却益	706	
投資有価証券売却益	4	
抱合せ株式消滅差益	11	721
特 別 損 失		
固定資産処分損	36	
投資有価証券売却損	11	
関係会社出資金評価損	434	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,323	1,806
税引前当期純利益		18,558
法人税、住民税及び事業税	5,105	
法人税等調整額	△13	5,092
当 期 純 利 益		13,465

株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000	26,273	26,273
当期変動額			
剰余金の配当			
資産圧縮積立金の積立			
資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	10,000	26,273	26,273

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,076	80	62,029	63,186	△2,221	97,238
当期変動額						
剰余金の配当			△5,711	△5,711		△5,711
資産圧縮積立金の積立		349	△349	—		—
資産圧縮積立金の取崩		△2	2	—		—
当期純利益			13,465	13,465		13,465
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分			△16	△16	72	56
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	346	7,391	7,737	69	7,807
当期末残高	1,076	427	69,420	70,924	△2,152	105,045

計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,461	3	1,464	379	99,082
当期変動額					
剰余金の配当					△5,711
資産圧縮積立金の積立					-
資産圧縮積立金の取崩					-
当期純利益					13,465
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					56
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△131	△3	△134	86	△47
当期変動額合計	△131	△3	△134	86	7,759
当期末残高	1,329	—	1,329	466	106,841

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 主として移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ
 - 時価法
- (3) たな卸資産
 - 評価基準
 - 原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 評価方法
 - ①商品及び製品・仕掛品
 - 主として総平均法（一部は個別法）
 - ②原材料及び貯蔵品
 - 主として総平均法（一部は移動平均法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しています。
 - なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っています。
 - また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しています。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
 - ①一般債権
 - 貸倒実績率法
 - ②貸倒懸念債権及び破産更生債権等
 - 財務内容評価法
- (2) 製品保証引当金
 - 製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上しています。
- (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - 過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しています。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
 - 原則として、繰延ヘッジ処理によっています。
 - なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段
 - 金利スワップ取引及び為替予約取引
 - ヘッジ対象
 - 借入金の利息及び外貨建金銭債権債務等
 - ③ヘッジ方針
 - ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行いません。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しています。

また、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えています。

- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

72,213百万円

2. 保証債務

- (1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証
- | | |
|-------------------|------------------------|
| ナブテスコ | 60百万円 |
| オートモーティブ(株) | (518千米ドル) |
| 納博克自動門(北京)有限公司 | 184百万円
(11,000千人民币) |
| 常州納博特斯克精密機械有限公司 | 251百万円
(15,000千人民币) |
| 納博特斯克(中国)精密機器有限公司 | 562百万円
(33,500千人民币) |
| 合計 | 1,058百万円 |
- (2) 関係会社の金融機関からの仕入債務に対する重畳の債務引受
- | | |
|----------------|--------|
| 東洋自動機(株) | 298百万円 |
| ナブテスコ | 0百万円 |
| オートモーティブ(株) | |
| ティーエスプレシジョン(株) | 38百万円 |
| 合計 | 336百万円 |

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	17,414百万円
長期金銭債権	3,995百万円
短期金銭債務	11,287百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- | | |
|-----|-----------|
| 売上高 | 38,586百万円 |
| 仕入高 | 13,739百万円 |
- (2) 営業取引以外の取引高
- | | |
|-------|----------|
| 受取配当金 | 3,145百万円 |
| 受取賃貸料 | 188百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 948,419株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,612百万円
貸倒引当金	420百万円
製品保証引当金	148百万円
未払金	702百万円
未払賞与	414百万円
たな卸資産評価損	57百万円
関係会社株式評価損	166百万円
組織再編に伴う関係会社株式	422百万円
関係会社出資金評価損	675百万円
ゴルフ会員権評価損	38百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	4,698百万円
評価性引当額	△1,719百万円
繰延税金資産合計	2,978百万円
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	1,204百万円
その他有価証券評価差額金	845百万円
繰延税金負債合計	2,050百万円
繰延税金資産の純額	928百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	事業区分	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
				役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	(株)テイ・エス・メカテック	産業用機器	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	2,742	預り金	481
子会社	NABCO Entrances, Inc.	産業用機器	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸付	2,641	関係会社 長期貸付金	2,641
子会社	ナプテスコサービス(株)	輸送用機器	100.0	無	製品の 販売等	製品の 販売 資金の 貸借	3,875 7,869	売掛金 預り金	2,117 4,441
子会社	Nabtesco Precision Europe GmbH	精密機器	100.0	無	製品の 販売等	製品の 販売	11,913	売掛金	3,378
子会社	ナプテスコオートモーティブ(株)	輸送用機器	100.0	有	—	資金の 貸借	24,589	立替金 預り金	1,509 1,944
子会社	東洋自動機(株)	産業用機器	100.0	有	—	資金の 貸借 重畳的 債務引受	16,187 298	立替金 預り金	2,162 2,040
子会社	ティーエスプレジジョン(株)	産業用機器	100.0	無	製品の 販売等	資金の 貸借	3,944	立替金 預り金	275 570
子会社	大亜真空(株)	精密機器	100.0	無	—	資金の 貸借	1,926	立替金 預り金	122 168
子会社	ナプコシステム(株)	産業用機器	85.9	無	製品の 販売等	製品の 販売	5,564	売掛金	2,108

- (注) 1 製品の販売取引については、市場価格等を勘案し決定しています。
2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
3 (株)テイ・エス・メカテック、ナプテスコサービス(株)、ナプテスコオートモーティブ(株)、東洋自動機(株)、ティーエスプレジジョン(株)、及び大亜真空(株)からの資金の預り及び貸付に付される利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4 NABCO Entrances, Inc.への貸付に対して、1,350百万円の貸倒引当金を計上しています。また当事業年度において1,314百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しています。
5 東洋自動機(株)の重畳的債務引受については、保証料の受け取り及び担保の受け入れは行っていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	856円59銭
1 株当たり当期純利益	108円44銭

その他の注記

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業内容

吸収合併存続企業

名称：ナブテスコ株式会社

事業内容：産業用ロボット部品、鉄道車両用ブレーキ装置・自動扉装置・連結装置・安全設備、船用制御装置・消火装置、航空機部品、建設機械用機器、建物及び一般産業用自動扉装置、排煙設備機器、プラットホーム安全設備等及びこれらの部品の設計、製造、販売、据付、保守、修理。

吸収合併消滅企業

名称：株式会社ハイエストコーポレーション

事業内容：油圧機器の製造販売等

② 企業結合日

2016年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

④ 結合後企業の名称

ナブテスコ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

油圧機器の製品ラインナップ拡張による製品展開力の向上及び油圧システム力の強化を図ることを目的としています。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

なお、当事業年度において、抱合せ株式消滅差益として11百万円を特別利益に計上しています。

2. 追加情報

(イ) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用しております。

(ロ) 株式取得による会社の買収

連結計算書類の「その他の注記 2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年2月10日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古山和則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田英明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田好久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナブテスコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2016年11月30日開催の取締役会において、ドイツのINTERGLOBAL Industrieholding GmbHが有するOVALO GmbHの出資持分100%を取得することを決議し、2016年12月21日付で持分譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2017年2月10日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古山和則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田英明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田好久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2016年11月30日開催の取締役会において、ドイツのINTERGLOBAL Industrieholding GmbHが有するOVALO GmbHの出資持分100%を取得することを決議し、2016年12月21日付で持分譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年1月1日から2016年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその他附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年2月16日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常勤監査役 大西隆之 ㊟

常勤監査役 井奥賢介 ㊟

社外監査役 片山久郎 ㊟

社外監査役 佐々木善三 ㊟

社外監査役 長坂武見 ㊟

以上

会場

都市センターホテル
 3F コスモスホール

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 電話：03-3265-8211(代表)

交通のご案内

東京メトロ

「麹町駅」

○有楽町線

1番出口 徒歩4分

「永田町駅」

○有楽町線 ○半蔵門線

5番出口 徒歩3分

○南北線

9b出口 徒歩3分

「赤坂見附駅」

○銀座線 ○丸ノ内線

7番出口 または D出口 徒歩8分

都バス

平河町二丁目「都市センター前」下車

※大きなお荷物や傘等は、会場内にお持ちいただけませんので、クロークにお預け下さい。

※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

